

芝地区総合支所区民課

議案第43号 港区事務手数料条例の一部を改正する条例について

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」の施行により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」といいます。）」の一部が改正されました。この改正により、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」といいます。）が個人番号カードの再発行手数料を徴収する主体となったことに伴い、港区事務手数料条例（昭和33年港区条例第2号）の一部を改正します。

1 改正内容

「港区事務手数料条例」から、個人番号カードに係る再交付手数料の規定を削除します。

2 背景及び改正理由

番号法の改正により、令和3年9月1日から、J-LISが個人番号カードの再発行手数料の徴収主体となったため、区市町村では、条例で根拠を定めておく必要がなくなりました。

なお、区市町村では、J-LISから委託を受け、引き続き当該手数料を区民から徴収し、J-LISに納付します。

3 施行期日

公布の日

港区事務手数料条例新旧対照表

改正案		現行	
<p>(前略)</p> <p>別表(第五条の二関係)</p>		事務	事務
		名称	名称
		額	額
		徴収時期	徴収時期
<p>(前略)</p> <p>別表(第五条の二関係)</p>		事務	事務
		名称	名称
		額	額
		徴収時期	徴収時期

<p>一〇九 (略)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五号)第二十八条第一項の規定に基づき個人番号カードの再交付(再交付がや</p>	<p>一〇九 (略)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五号)第二十八条第一項の規定に基づき個人番号カードの再交付(再交付がや</p>
<p>個人番号カードの再交付手数料</p>	<p>個人番号カードの再交付手数料</p>
<p>一件につき八百円</p>	<p>一件につき八百円</p>
<p>再交付申請のとき。</p>	<p>再交付申請のとき。</p>

<p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	
	<p>むを得ないものとして区規則で定める場合を除く。）</p>